

きゅう ゆう せい ほ ご ほう

旧優生保護法 による

こ

子どもが できなくなる

しゅ じゅつ

手術などをうけた人へ

ひと

かね

お金をうけとることが できます。

きゅうゆうせい ほ ご ほう いち じ きん しきゅうほう

旧優生保護法一時金支給法 について

へいせい ねん がつ きゅうゆうせい ほ ご ほう いち じ きん しきゅうほう ほうりつ  
平成 31年 4月 に「旧優生保護法一時金支給法」という 法律 が できました。

この ほうりつ には ほんにん の きもち も き 聞かれることなく

こ ども が できなくなる しゅじゅつ などをうけ

からだ や ころ おお くる いた 痛み をうけた こと について

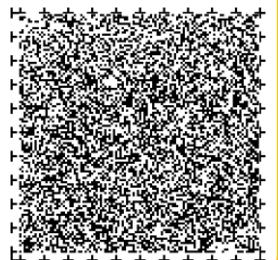
おわび すると かいて あります。

この ほうりつ は こ ども が できなくなる しゅじゅつ などをうけた ひと

かね を 払う ことを さだめて います。

せい きゅう き げん れい わ ねん がつ にち  
【請求期限：令和11年4月23日】

ほうかいせい せいきゅうきげん ねんえんちょう  
法改正により、請求期限が5年延長されました。



こどもまんなか  
こども家庭庁

このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード(Uni-Voiceコード)です。

# お<sup>かね</sup>金をうけとることができる 人<sup>ひと</sup>はどのような人<sup>ひと</sup>ですか？

しょうわ ねん がつ にち から へいせい ねん がつ にち あいだ  
昭和 23年 9月 11日 から 平成 8年 9月 25日 の 間に

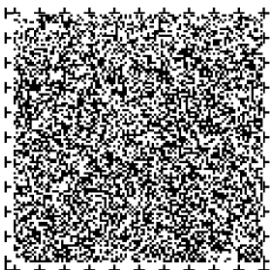
- こ ども が できなくなる しゆじゆつ 手術 を うけた ひと 人
- こ ども が できなくなるように ほうしゃせん 放射線を あてられた ひと 人 です。

# うけとる お<sup>かね</sup>金はいくらですか？

ひとり まん えん  
一人 320万円 です。

# いつまで て っづ 手続き が できますか？

れい わ ねん がつ にち  
令和 11年 の 4月 23日 まで です。



かね を うけとる 手続き の 方法 が  
わからなかったり 相談 したい 人は  
住んでいる 都道府県 や こども家庭庁 の 窓口 に  
相談 しましょう。

- 都道府県 の 窓口 は 次 の ページ にあります。
- こども家庭庁 の 窓口

でんわばんごう 電話番号 03-3595-2575      ふあつくす FAX 03-3595-2753

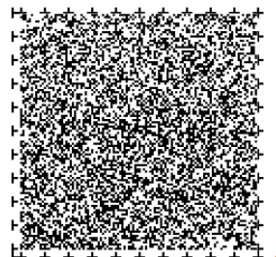
メールアドレス [ichijikin@cfa.go.jp](mailto:ichijikin@cfa.go.jp)

うけつけじかん 受付時間 10:00~17:00 (月曜日 から 金曜日。土日祝日 年末年始 を 除く。)

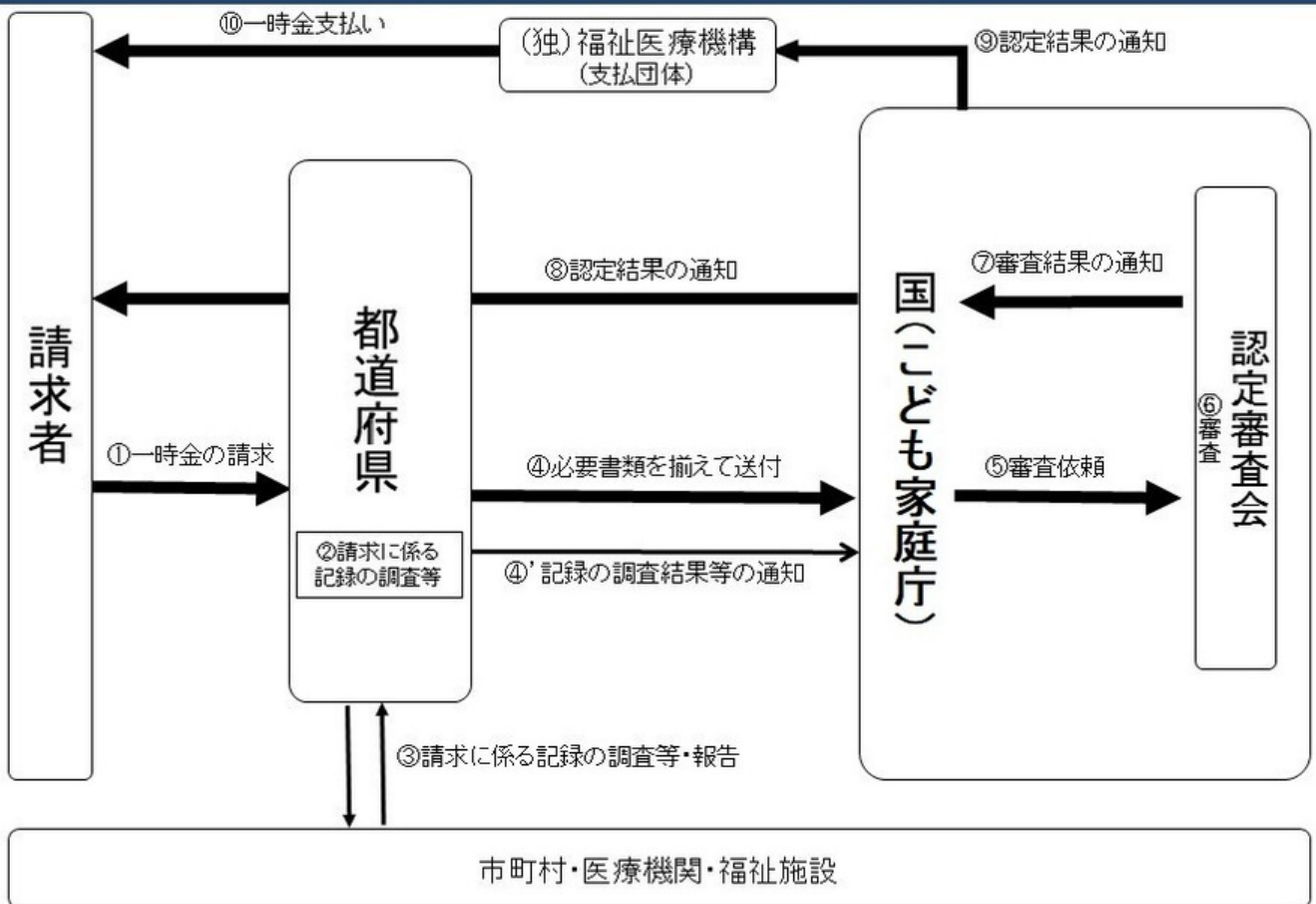
## かね を うけとる ための 方法



- ① 請求書 を かきます  
(請求書 の かき方 が わからなかったら 都道府県 の 窓口 に 相談 できます)
- ② 手続き に 必要 な 資料 (手術 を うけた こと が わかる 診断書 や 住民票 や 障害者手帳 の コピー など) を 手に いれます
- ③ 住んでいる 都道府県 の 窓口 に ① の 請求書 ② の 資料 を 出します  
(郵便 で おくる こと も できます)



## 一時金支給手続の流れ(イメージ)



※上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けた場合。現在居住している都道府県以外で手術を受けた場合は、請求は、現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国(こども家庭庁)からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。  
 ※請求者が、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑤～⑦は省略。

対象となる可能性がある場合は、まず下記へご相談ください

### 福島県 旧優生保護法に関する相談窓口

☎ **024-521-8294**



FAX 024-521-7747

メールアドレス boshihoken@pref.fukushima.lg.jp

所在地 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県庁子育て支援課内

受付時間 8:30～17:15 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

XXXXXXXX 直接来庁を希望される場合は、事前にお電話ください XXXXXXXX

### こども家庭庁 旧優生保護法一時金相談窓口

電話番号 03-3595-2575 FAX 03-3595-2753



メールアドレス ichijikin@mhlw.go.jp

受付時間 9:30～18:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

お問い合わせ先

福島県子育て支援課